

相模原市監査委員公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和4年2月28日に実施した行政監査の結果に基づき講じた措置の内容について、市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年4月28日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 古 内 明

同 桜 井 はるな

1 監査対象事務

旅費の支出に関する事務

2 監査の日程

令和3年10月5日から令和4年2月28日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和4年3月28日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>麻溝台・新磯野地区整備事務所の旅費(自家用自動車による旅行)の支出に関する事務について、片道分9km(端数切捨て)の旅費を支給し、後日、追加支給を行った際、全行程の19kmから既支出済分を減じた10kmとすべきところ、片道分9kmとして旅費を支給していた。旅費の算定に関する関係諸規定を再認識し、適正に事務を執行されたい。</p> <p>【麻溝台・新磯野地区整備事務所】</p>	<p>令和3年10月5日から令和4年2月28日にかけて実施された行政監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>本事案につきましては、令和3年9月から10月にかけて、令和2年度及び令和3年度の出張旅費について整理を行っていたところ、令和2年度の旅費の支給において、片道分の行程のみの支給となっている事案を確認したことから、所内で対応について協議し、不足額を追加支給することとしました。</p> <p>その際、全行程の距離(19.6km)で算定し直した旅費から支給済みの旅費を控除して認定すべきところを、片道相当分の旅費を追加支給額としてしまったため、不足額が生じたものです。</p> <p>12月10日に監査委員事務局からの指摘を受け、追加支給額の算定に誤りがあることを把握いたしましたので、不足額の150円について再度手</p>

続を行い、令和4年1月7日に支給いたしました。

本事案につきましては、令和2年度における自家用自動車の公務使用に係る旅費支給では運転日報に記載された距離との突合が不十分であったこと、また令和3年度における追加支給についてはこの場合の旅費の算定を片道ごとに算定するものと思い込み、「旅費の手引き」を十分に確認しなかったことにより生じたものと考えています。

今回の不適切な事務処理につきましては、所属職員に対し、その要因や適正な算定方法について情報共有を図りました。

また、自家用自動車の公務使用を行う場合のチェックリストを作成し、令和4年3月分から確認した結果を出張命令票に添付するよう改善を図りました。

今後につきましては、各自が法令や旅費の手引きを確認した上で事務を行うよう、改めて周知、徹底し、新たなチェックリスト等に基づく確認などを適確に行い、再発防止及び適正な事務執行を図ってまいります。

**【麻溝台・新磯野地区整備事務所】**